

第10章 補則

(農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び賦課金の返還)

第269条 組合員は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係を解除することができる。この場合において、当該解除の日（個人にあつては12月31日、法人にあつては事業年度開始日の前日）の翌日以後に共済責任期間（家畜共済にあつては共済掛金期間）が終了するものの共済掛金については、この組合は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつてはその全額、家畜共済及び園芸施設共済にあつては共済責任期間の未経過部分に相当する金額を日割で計算した金額を組合員に返還するものとする。

2 前項の場合は、この組合は、組合員が支払った賦課金を、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては月割、家畜共済及び園芸施設共済にあつては日割で計算した金額を組合員に返還するものとする。

別表第1号(第2条関係)

農機具共済の共済目的及び耐用年数表

種 類	機 種	耐用年数
原動機	モーター、エンジン(ガソリン・ディーゼル)	7
トラクタ	乗用トラクタ、耕運機、管理機、テラー	7
耕運整地及び耕土改良用機械	ロータリー、すき(プラウ)、砕土機(ハロー)、溝堀機、心土破碎機(サブソイラー)、ドレーナー、代かき機、トレンチャー、畦塗り機、均平機、培土機、畝立機、鎮圧機(ローラー)	7
栽培管理及び施肥・播種並びに移移植機	堆肥散布機(マニユアスプレッダ)、肥料用石灰散布機(ライムソフ)、ブロードキャスト施肥播種機、育苗機、中耕除草機、カルチベータ、マルチャ、マルチはぎ機、草刈機、散水機(スプリンクラ)、自走・けん引式移植機、田植機	7
防除用機械	走行式防除機・走行式無人防除機、スピードスプレーヤ、動力噴霧器、土壤消毒機、煙霧機、ミスト機	7
米麦収穫乾燥調整機械	バインダー、自脱コンバイン、普通コンバイン、脱穀機(ハーベスタ含む)、米麦乾燥機、糲摺り機、低温・予冷貯蔵庫、精米又は精麦機	7
野菜・果樹・特用作物収穫、乾燥調整機械	掘取機・収穫機、茶摘採刈取機、脱粒選別機、洗浄機、乾燥機、製粉粉碎機、選果機、ワックス処理機、結束・包装機、予冷低温貯蔵庫、調整加工機	7
飼料作物生産収穫調整用機械	ヘイコンディショナー・ヘーテッター、レキュメイカー、ベールラッパー、ベールローダ、カッター、モアコンディショナー、ヘーベータ、フォーレッジハーベスタ	7
家畜飼料管理用機械	ミルクカー、バークリナー、飼料混合・配合機	7
運搬・搬送用機械及びその他	運搬車、作業車、トレーラー、モノレール、フロントローダ、ミニローダ・ショベル、高圧洗浄機	7

別表第2号 (第221条関係)

経年減価残存率表

耐用年数 経過年数	7年
1年未満	100%
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年	10.00

附 則

この共済規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 23 日認可、高知県指令 26 高協指第 506 号)

- 1 この共済規程の変更は、平成 27 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 2 月 1 日以後に共済責任期間を開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる共済関係は、第 118 条第 1 項又は 133 条第 4 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、当該各号に定める日から共済責任期間を始めることができる。
 - (1)平成 27 年 1 月 31 日までに成立している園芸施設共済の共済関係
平成 27 年 2 月 1 日
 - (2)平成 27 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間に成立している園芸施設共済の共済関係
当該共済関係が成立した日の翌日

- 3 前項各号に掲げる共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込期限（組合員負担共済掛金の分割払込みが認められている場合にはその第 1 回目の払込期限）は、第 121 条第 1 項（第 1 回目の組合員負担共済掛金にあつては、第 134 条第 3 項）の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 10 日までの間で組合員との協議により定められた日までとする。
- 4 組合員が正当な理由がないのに前項の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。
- 5 組合は、前項の規定により共済関係を解除した場合には、解除がされた時まで発生した共済事故による損害を補填する責任を負わない。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日認可、高知県指令 26 高協指第 629 号)

この共済規程の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 30 日認可、高知県指令 27 高協指第 169 号)

この共済規程の変更は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日認可、高知県指令 27 高協指第 610 号)

- 1 この共済規程の変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日以前に共済期間の開始する農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 6 月 30 日認可、高知県指令 28 高協指第 141 号)

- 1 この共済規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、この共済規程の変更の施行の日前においても、変更後の第 170 条第 1 項の規定の例により、この組合は、建物総合共済（平成 28 年 4 月 1 日以後に共済責任期間を開始するものに限る。）について収容農産物補償特約（同項に規定する収容農産物補償特約をいう。以下同じ。）をすることができる。
- 2 この共済規程の変更の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、変更後の第 170 条第 1 項の規定にかかわらず、この組合は、建物総合共済の共済責任期間の開始後においても、組合員の申出により収容農産物補償特約をすることができる。
- 3 組合員は、前項の申出をしたときは、この組合の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 2 週間以内に、収容農産物補償特約に係る共済掛金及び事務費賦課金をこの組合に払い込まなければならない。

附 則 (平成 29 年 1 月 16 日認可、高知県指令 28 高協指第 471 号)

この共済規程の変更は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日認可、高知県指令 28 高協指第 613 号)

この共済規程の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 27 日認可、高知県指令 29 高協指第 168 号)

この共済規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成 29 年 7 月 1 日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日認可、高知県指令 29 高協指第 678 号)

1 この規程の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 変更後の規定は、平成 31 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、変更前の共済規程 (第 7 章を除く。以下「旧共済規程」という。) の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧共済規程第 1 条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 74 号) による改正前の農業災害補償法」とする。

3 変更後の農作物共済の一筆方式に係る規定は、平成 33 年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。

4 家畜共済にかかる共済関係 (平成 30 年 6 月 28 日時点において成立しており、共済責任が開始していないものに限る。) であって、組合員負担共済掛金の払込期限が同年 6 月 28 日から同年 10 月 30 日までの間に満了するものについては、なお効力を有することとされた平成 30 年 3 月 31 日時点の共済規程 (以下「旧共済規程」という。) 第 58 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年 10 月 31 日とする。

5 前項の共済関係 (旧共済規程第 52 条第 2 項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めていない場合に限る。) に係る共済責任は、旧共済規程第 52 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から 1 年間とする。

(1) 平成 30 年 6 月 28 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 6 月 28 日

(2) 平成 30 年 6 月 29 日から同年 10 月 23 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

6 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が平成 30 年 6 月 14 日から同年 10 月 16 日までの間に満了するものについては、旧共済規程第 58 条第 4 項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から同年 10 月 31 日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。

7 この組合が家畜共済に係る共済関係について、平成 30 年 6 月 14 日から同年 6 月 28 日までの間に旧共済規程第 10 条第 2 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の承諾をした場合にあつては、譲受人の住所地に係る共済掛金

率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、旧共済規程第 58 条第 5 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を同年 10 月 31 日とする。

- 8 平成 32 年 1 月 1 日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての変更後の第 83 条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100 分の 90 に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 9 園芸施設共済に係る共済関係であって、組合員負担共済掛金の払込期限が平成 30 年 6 月 28 日から同年 10 月 30 日までの間に満了するものについては、旧共済規程第 121 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年 10 月 31 日（共済責任期間を旧共済規程第 118 条第 3 項の規定により 1 年未満とする共済関係にあつては、同年 7 月 31 日）までとする。
- 10 前項の共済関係に係る共済責任期間は、旧共済規程第 118 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から 1 年間とする。
 - (1) 平成 30 年 6 月 28 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 6 月 28 日
 - (2) 平成 30 年 6 月 29 日から同年 10 月 23 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
- 11 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が平成 30 年 6 月 29 日から同年 10 月 31 日までの間に終了するものに係る組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から同年 10 月 31 日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、旧共済規程第 118 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から 1 年間とする。
- 12 平成 33 年 3 月 31 日までに共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間）の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、旧共済規程の規定の例により行うことができる。
- 13 変更後の第 40 条、第 101 条、第 123 条及び第 145 条の規定は、平成 34 事業年度から適用するものとし、同事業年度前の事業年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 10 月 5 日認可、高知県指令 30 高協指第 416 号）

- 1 この事業規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第 4 項から第 7 項まで及び第 9 項から第 11 項までの規定は、平成 30 年 6 月 28 日から適用する。
- 3 変更後の附則第 4 項から第 7 項まで及び第 9 項から第 11 項までの規定は同年 11 月 1 日に失効する。

附 則（平成 30 年 12 月 17 日認可、高知県指令 30 高協指第 535 号）

- 1 この規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関係責任が始まる旨を定めたときは、第 54 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る

共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあつては、第1回目の支払）は、前項の特定の日から2週間以内にしなければならない。この場合において、第64条第2項の規定を準用する。